



服忌令

全

73  
3065

9

股志令

7 178  
3.065

後忌令 便覽



一父母忌二十日

後十二月

一養父母忌二十日

後二十日

遺跡申續或は此紙南へ上りて  
実父母の忌と同一姓先七忌姓  
此方へ祝祭実の忌と同一姓先  
七忌と実方へ祝祭父母の忌と

国月と忌日



後志之夫之祖父母他叔父姑之  
戚之後志之夫之兄弟姊妹之  
戚之後志之夫之兄弟姊妹之  
戚之後志之夫之兄弟姊妹之  
戚之後志之夫之兄弟姊妹之  
戚之後志之夫之兄弟姊妹之  
戚之後志之夫之兄弟姊妹之  
戚之後志之夫之兄弟姊妹之

親類之定式之也

一 親子未子女子他家之女子妾

子依又之義親終子依終之義

子依又之義親終子依終之義

後志之

但更母毒之七同末

右父母死未承以依依人等之

付之日有定式之依依也

一 家督を後嗣に任ずる事  
其女は其父母の外に嫁ぐ事  
定式に依る也

一 遺跡を後継せしむ或は此處に世  
々子孫を其父母に守見  
せしむ後世に其子孫を  
其家へ嫁せしむ外に其家へ  
嫁せしむ事方許す然るに其子孫

女と成る事あり 故に也

但女子は其家より又他に嫁す

其家より其家へ嫁す事あり

曰信らるるに其父母に依る也

二十月十二月三史

男子は其家より又他に嫁す

其家より其家へ嫁す事あり

其家より其家へ嫁す事あり

女子は射し男子は射す後  
射す射す也

一 喪父の妻は喪父の死後死  
す一 喪母は准一 喪父  
後忌む

一 喪父死す以後喪母は居り  
ても他は居りては後忌む  
他は居りては居りては後忌む

一 喪子親書先書、老中法  
に依り家督を定むるは死す  
るに依りては喪父母計二十日  
十二月は後忌む

一 子女の死に依りては跡継ぎ  
のため新規に家督を後射す  
喪父母に依りては二十日十二月後  
忌む

創七歲喜滿六十月日

念三也

一 念三子也 家督 御身

念三 家督 御身

若 家督 御身 念三 御身

家督 御身 念三 御身

念三 御身

右 念三 御身 念三 御身 念三 御身

若 念三 御身 念三 御身 念三 御身  
念三 御身 念三 御身 念三 御身  
念三 御身 念三 御身 念三 御身

一 媽母 念十日 後二十日

對 媽母 念十日 後二十日

對 媽母 念十日 後二十日

對 媽母 念十日 後二十日

對 媽母 念十日 後二十日

此就親の被忠告

一 高被忠告の元指の女子を子  
女とて世に傳へて母に被忠告

式に

一 他家に嫁ぐ女子は其夫  
の元指の女子を母に被忠告  
玉女子は母に被忠告此に嫁付  
時、其母に被忠告十月十二月

被忠告の式

一 因男女子其母に被忠告  
其女に被忠告又他家に嫁  
ぎ其女に被忠告此に嫁付  
時、其母に被忠告十月十二月

一 男女子ともに他家に嫁ぐ去  
家督とて其時、其母に被忠告  
被忠告の式



一 高後の子此縁より身一家  
病去之父母母と云云  
定方母の二十日十二月迄母忌  
母方親類の按忌は定方  
定方親類の按忌は高後の子  
たふし

一 高母の子此縁より身一家  
父此縁より身一家

一 高後の子此縁より身一家

一 高後の子此縁より身一家

一 高後の子此縁より身一家

一 高後の子此縁より身一家

一 継父母 忌十日 後二十日

初七日同指其れ

又死す後継母此縁より身一家

継母此縁より身一家

志組継父母の状歌の跋と志  
之

一 初より同族世々なるに及ぶ迄  
と云ふは他家の志守に於て  
如と云ふ所の状歌と云ふ事  
一 是継母の身なるに及ぶ迄  
他は同族世々なるに及ぶ迄  
等と云ふ一は二は三は跋と云

一 也凡そ世々なるに及ぶ迄

一 他家おぼゆるに及ぶ迄  
其方継父母の跋と云ふに  
女子継父母の跋と云ふに  
時ハ志組父母の跋と云ふに  
之跋と云ふ

一 男女子共他家に及ぶ迄  
と云ふは他家の志守に及ぶ迄

忌日

逆縁

一 若子若女ニ成ル後忌日又  
逆縁ト云フニ母ニシテ母  
ニ忌日ナク母ニ忌日ナク  
十二月ノ後忌日又ニ若母方  
成ル後忌日ナク

一 離れ母

忌日

後十二月

一 実母ニ離れ後他方嫁ルニ後

同月ニ忌日

忌日成ルニ其ノ成ル後忌

同和

一 父若子ニ成ルニ逆縁ナク  
後忌日同和但利ニ逆縁自ナク  
一月ノ世係推クニ知ル也

一 養母若母若母ニ父離れ忌日  
父死後他方嫁ルニ母ニ忌日  
いハ根忌儀ナクニ後忌日ナク

一 妻  
一 丈

忌二十日

後十三日正月廿三日

忌二十日

後九日

一 初妻後妻各別忌

一 婿家妻の初忌より後嫁取

交し一丈婿家より忌忌

日暮を忌忌忌一丈婿家

一 離別した女の大忌の妻忌忌忌

不重嫁して夫婦家より忌忌

一 妻忌後忌忌

一 高の後忌忌忌子出中忌忌

二 目を忌忌忌忌忌忌忌

忌忌忌忌忌忌忌忌忌忌

忌忌忌

一 病子

忌二十日

後九日

一 家督とも定財の病子此後忌可

一 父の病子の家督より忌忌忌忌

一 女子の言わくはこれ且年志  
とあり家と傳りとも勿論未  
子能く後を後と云

一 義終の婦中へ後志の事  
に雁の世中へ伝義終の事  
とも後志の事

一 婦子と人へ志子に事付て後志  
事子に事付て

一 婦子に義終の父是と事付  
波の村に義終の婦中へ後志  
に雁

一 志子に事付て後志の事  
に後志の事  
方は後志の事

一 志子 一 志十日 一 後二十日

志子に事付て後志の事

習と定之村の獨子に後志と云

一新地を建一家の形を以て

定成に後志と云

一 獨子 二十日 後二十日

家督と定之村の獨子に後志と

云

一 父と母 二十日 後二十日

一 父と母と定之村の獨子に後志と

一 父と母と定之村の獨子に後志と

一 父と母と定之村の獨子に後志と

一 父と母と定之村の獨子に後志と

一 父と母と定之村の獨子に後志と

一 父と母と定之村の獨子に後志と

一 父と母と定之村の獨子に後志と

一 父と母と定之村の獨子に後志と

一 父と母と定之村の獨子に後志と

一 新比年建成或分地能南之妻  
父母之室或之故也

一 祖母

忌二十日

後二十日

母方

忌二十日

後二十日

離別して祖母と故也之別也

一 孫孫未孫女孫一家之故也

忌或之故也

一 未孫他家に去るれば家督

一 石室村の妻方祖母室  
之故也

一 孫女他家に嫁したるは

一 新比年建成或分地能南之孫也

一 一家之故也

一 子孫に去るれば孫之故也

おとこ

一 但女子は家より去れば

分財と云ふ孫曰孫之貴臣  
或曰孫と云ふ也

一 未孫此家之女子也女也  
其子祖父母生藏之故也

一 母人之子也女也孫未財の母  
其子祖父母生或云其子  
藏之故也

一 此家也孫の女子也女也

之父母子之財の父之  
後父母生藏之故也

一 同の云ふを母也女也又  
此家之女子也孫未財  
母之其子也此父母藏  
之故也

一 父母之女子也女也財  
母之其子也此父母藏之



一 母家の子を父母の母方  
に依りて母家の母方  
父子定成に依りて

一 離別し父母方の祖父母後  
忌む利候

一 実母ありて実方の祖父母  
に依りて母方の祖父母  
に依りて母方の祖父母

母家式に依りて母方の祖父母  
に依りて母方の祖父母  
に依りて母方の祖父母  
に依りて母方の祖父母  
に依りて母方の祖父母

一 母方の祖父母に依りて  
父方の祖父母に依りて  
或は依りて  
一 父方の祖父母に依りて

一 娘他出女の家より又  
 他に嫁する男子は改姓し加夫  
 夫の家の法を改述身家替  
 妻は不改姓存夫の身家替  
 此後之女子は夫の後を  
 男子と共に夫の家習ふ後之  
 子も此の如き男子の如き

妻母の法を承る妻方去後  
 母生減の法也

但祖父母の方の法也  
 文

- 一 曾祖父母 忌二十日 後九十日
- 母方六股忌廿一日 祖方廿一日
- 一 高祖父母 忌十日 後二十日
- 母方六股忌廿一日 祖方廿一日

- 一 曾孫として主孫として男女の
- 一 宗子利一家の指を成孫孫に
- 一 嫁して皆名を定めて授け給へ
- 一 新地を建てる地を南の曾
- 一 孫孫の一家の指を自孫孫に
- 一 曾孫主孫他家を授け給へ
- 一 子孫女ももとの宗子も授け
- 一 母も授け母も授け給へ

- 一 父も母も又の授けも父も母
- 一 授け母も授け給へ
- 一 父も母も授け母も授け給へ
- 一 母も授け母も授け給へ
- 一 家督も授け給へ父も授け給へ
- 一 父も母も授け給へ母も授け給へ
- 一 後志お遣り給へ

一 仙奴父指

長二十日

後九十日

母方 正月十日 夜二十日

父母種留し、兄弟姉妹の遺骸の後  
を弔ふ事

- 一 伯叔父娘と甥姪と一家の族の  
とちり中人婿子末子女子と云
- 一 先列者室式に後志を互に便
- 一 祖父母の事、昔の伯叔父娘の  
事、後志を

但族の一家より又此縁  
付材の事、族同位におよび、室  
式に後志を

- 一 兄弟の事、昔の甥姪の事あり
- 一 昔方伯叔父娘の後志を互に  
弔ふ事

但族の一家より又此縁付材  
の事、族同位におよび、室式に後志を

一 伯叔父又曰甥之謂也  
又他之謂也  
おとこは叔父なり

一 伯叔父又曰甥之謂也  
家之指り同根の叔父也

一 伯叔父指他家お孫の謂也  
女は出づる甥也  
利也

父の伯叔父指之方は叔父の謂也

一 伯叔父指之甥也  
おとこは家督を承る時ハ事なり

定式に叔父と云ふ

但指他家の叔父は今日使

一 遠縁を指す事あり

おとこは右の甥也

一 妻方父の謂也



おとこは成て後志を以て

但姉妹はは家より又他は縁

付財は妻姉妹は縁のおとこ

室式は成志を以て男子又他

志を以て財は初は成家付後

志を以て

一 兄弟は自然地を建て成て他は南

と一家は成て自然は後志を

一 兄弟姉妹は自然他家を後志を以

て志を以て成ては成ては成て

後志を以て

一 兄弟姉妹は他家は成ては家

付と不定財は成ては成ては後

志也

但姉妹はは縁は自然は

一 送跡は後志を以て女子は成ては

おひてしむる<sup>修</sup>先利右邊

一 知父兄弟孫 忌十日 故二十日

一 知父兄弟孫他家お孫

お孫子お孫お孫お孫お孫お孫

戚之故忌之以外お孫お孫お孫

大率<sup>外</sup>お孫お孫<sup>外</sup>推<sup>外</sup>お孫

一 回母お孫お孫お孫お孫お孫

又兄弟お孫お孫お孫お孫お孫

一 孫孫 忌十日 故二十日

お孫お孫お孫お孫お孫お孫  
お孫お孫お孫お孫お孫お孫  
お孫お孫お孫お孫お孫お孫  
お孫お孫お孫お孫お孫お孫

孫孫お孫お孫お孫お孫お孫

又お孫お孫お孫お孫お孫

乙丑十月十二日お孫お孫お孫

お孫お孫お孫お孫お孫



りよこふに因例こ

一 孫孫を其他の孫とすべからず  
孫とす

但孫の方には孫とす  
孫とす

一 孫孫を他方へ祖父母に  
孫孫を他方へ祖父母に  
孫孫を他方へ祖父母に  
孫孫を他方へ祖父母に

一 孫孫を他方へ祖父母に  
孫孫を他方へ祖父母に

孫孫を他方へ祖父母に  
孫孫を他方へ祖父母に  
三月に孫孫を

一 孫孫を他方へ祖父母に  
孫孫を他方へ祖父母に  
及少少

一 孫孫

孫孫

孫孫

女子の孫孫を他方へ祖父母に

婚方之孫後念田本

一 孫之家に嫁りて其の男を産む者  
則ち其の孫後念田本  
也

一 子孫を以て其の孫後念田本  
也

但女子は其の家より又他家へ嫁  
りて其の孫後念田本  
也

若し其の孫後念田本男子又其の  
孫後念田本也

一 孫之家に新地を建てる地  
角に一家に嫁りて其の孫  
後念田本也

也

但孫女他に嫁し、至同

任之

一二之男他家へ孫に嫁せしむ

但孫之方は他家へ嫁せしむ

文之

一妻孫に他家へ嫁し、至子

半娶せしむるは嫁せしむ

但同和

一他家へ嫁せしむるは他家へ

ての子供は他家へ嫁せしむ

一曾孫と孫と息二目 版七目

娘方より男孫と孫と孫と孫と

一孫子と子と子と子と子と子と

息之

一娘方より男孫と孫と孫と孫と

二三男他家へての子供は他家へ

一

一家後之弟妹之儀令

高子元七後忌利也

一從父兄弟姊妹忌三日 後七日

父之姊妹之子無母方七後忌同前

一兄弟姊妹之婦子妻子女子

一兄弟之弟一家之弟之子儀亦

一家之弟之弟從父兄弟姊妹

一自之室成之儀也

一伯叔父之儀也子儀從父兄

也子儀也子儀後忌也

他女子之儀也又他之儀也

時之儀也從父兄弟姊妹同

儀也自之室成之儀也

男子又他之儀也

儀也自之室成之儀也

一 從兄弟之自部此等是或此地  
或南之家、所、曰、也

一 從兄弟姊妹他家に嫁るは  
家督に在る財、主、方、實  
に股名也

一 但如子他に嫁、るとは、曰、也  
一 兄弟姊妹、因、他家に嫁るは、

子、女、と、成、り、て、子、と、身、を、見、ん、  
中、身、姉、妹、と、し、て、お、も、は、は、股、名、也、  
他、身、姉、妹、他、家、に、嫁、る、と、し、て、

は、定、式、に、按、也、也、

一 遺跡、お、後、或、は、比、比、南、と、し、て、  
長、女、と、し、て、お、も、は、は、股、名、也、  
妹、と、し、て、お、も、は、は、股、名、也、

下 一 甥 姪

忌 二 日

股 七 日

佛持之子也後忘國名

是父又年孫持之子也後忘國名

史記

一 伯叔父也之謂也一家之謂也

一 夫人之子也之子也之子也

各定其後忘國名

一 兄弟之子也之子也之子也

史記

但持之子也家之子也

什時之實也也也也

各定其後忘國名

一 伯叔父也之子也之子也

命之也也也也也也也

但持之子也家之子也

什之實也也也也也

史記

一 仙奴文とて甥とて新世に  
建つ一家の居る因縁を  
一 甥は他日とて其家と  
不室村の一家の居る因縁  
後迄

但女子世に嫁したる因縁

一 兄弟姉妹他家の女子と  
と成りて女子の故迄

他甥は方は其家と  
て文

一 甥は他家の女子と  
と成りて其家と

但同和

一 遺跡を以て養子とて其  
其方と成りて甥は其家  
其家と成りて

一 他家に後を遺す事なき事

東方に留居後志す事

但留居の方には歳後志

三十一

一 七歳まで満ち十里に七歳迄

父母の二日を全くと其外は親類に

此より七歳迄は一日を全くと

是より七歳迄は一日を全くと

より定めて後志す事

附七歳まで満ち十里の方には後志す

父母死すに附て十日を全くと其外は

親類に一日を全くと父母の二日を

終る事す事十日を全くと十日を

全くとす

一 留居の子死後中日に留居す

事あるに附て十日を全くと十日を全



之命一 中日心死生以是因起

第37

一 七歳孝満之時父死後を感し好

自公歳を如く残す日好く服

忌を請ふ也

第38

一 七歳之時に杖歌死を耐ふ歳

有遠國に生じ八歳に去り侍

三六父母の死を計り日を守り早

二月に後忌を乞ふ外に杖歌の

忌の日好く<sup>19</sup>守りしも残日好く

忌服を乞ふは古史に不違と云

一 七歳孝満の子他家に侍るとき

子<sup>19</sup>も死を感し父母の言

ふを感て身の日を乞ふ也

在り方守一日を乞ふ也

一 年忌之事

年忌はあつて死に年月と経て長生

と云ふも父母の年付の日を忌む十日後  
十二月外に祝祭の年付の日を忌む  
日付を又忌む日付を忌む外の日を  
忌む彼の忌む日付

一 重依後忌の事

父の後忌未だ母の後忌未だ母の  
死未だ日付あり二十日十二月の後忌未だ  
かゝる後忌の因かりに後忌未だ日付

終の逝く不及又後忌日付ある  
残る後忌の日付あり

穢の事

一 先探 又七日 婦主七日

先探の事 又七日の探  
七日の探の事 又七日の探  
先探の事 又七日の探

一 血荒

丈七日

掃十目

一 流産

丈五日

掃十目

取株より流産取株より  
下為血荒

一 死穢

一日

家内之人死時一日は穢合  
死穢より後胎と申すは穢  
合一日は穢合と申すは穢

合二階より揚りに後胎のみを

合二階より揚りに家内より死人

合二階より揚りに地中穢合

合二階より揚りに穢合

合二階より揚りに穢合

一 踏合

行水穢

一 改葬

七三歳一日

子より穢合より改葬より



